

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和5年6月1日（令和5年（行情）諮問第448号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（行情）答申第423号）

事件名：「「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に関する外務省見解について」に係る決裁書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年4月21日付け情報公開第00277号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とした部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

不開示とした理由を否認する。

（2）意見書

理由説明書4（下記第3の1（4））を否認。審査請求人はそのような主張はしていない。そもそも、本件審査請求は、文書の存否を争うものではない。

以上のとおり、外務省の理由説明は支離滅裂であり、およそ情報公開事務を適正に遂行できる状態にないことが分かる。したがって、理由説明書3（下記第3の1（3））も実質を伴わない名目的な理由を述べたものに過ぎず、失当と言わざるを得ない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）経緯

処分庁は、令和5年2月15日付けで受理した審査請求人からの別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、

法10条による延長を行い、対象文書3件を特定し、2件を開示、1件を部分開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、令和5年4月25日付けで、不開示部分の開示を求める旨の審査請求を行った。

(2) 原処分について

本件対象文書となる文書は、別紙の2に掲げる文書である。

(3) 原処分で別表1の理由により不開示とした部分について

国の機関及び地方公共団体の相互間における協議に関する情報であつて、公にすることにより、国及び地方公共団体間の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、及び特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるととも、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「外務省において、同人の渡航や活動に係る情報が記載された文書が作成され、また保管されていることは間違いない。」旨主張する。しかしながら、上記(2)のとおり、本件対象文書を作成・取得していないため、該当する文書を確認できなかった。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

上記1(4)を「審査請求人は、原処分に対し、不開示とした理由を否認するとして開示を求めている。しかしながら、処分庁は上記(3)のとおり、法5条に照らして適切に不開示事由の該当性を判断しており、審査請求人の主張には理由がない。」と改める。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| ① | 令和5年6月1日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同月14日 | 審議 |
| ④ | 同年7月3日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ⑤ | 同月26日 | 諮問庁から補充理由説明書を収受 |
| ⑥ | 令和7年9月16日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ | 同年10月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を含む複数の文書を特定し、本件対象文書の一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示（別表1のとおり）とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、改めて検討した結果、不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分については新たに開示することとするが、別表2に掲げる部分（以下「不開示維持部分」という。）は、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）不開示維持部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（以下「本件条約」という。）に関する対外応答要領及び大阪市からの照会に対する回答案に係る決裁文書である。

イ 当該文書の1頁目の不開示維持部分には、大阪市から入手した情報が、2頁目の不開示維持部分には、外務省に本件条約の解釈について照会を行った大阪市とは別の地方自治体に関する情報が記載されている。

ウ 当該情報は、公にされていない情報であり、外務省が一方的に当該情報を公にすることにより、外務省とこれらの地方自治体との信頼関係が毀損されるおそれ、及び他の関係者から誤解を受け、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため不開示とした。

（2）当該部分を公にすることにより、外務省とこれらの地方自治体との信頼関係が毀損されるおそれ、及び他の関係者から誤解を受け、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある旨の上記（1）の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 付言

原処分についての審査請求に係る理由説明書（上記第3の1（4））には、「審査請求人は、「外務省において、同人の渡航や活動に係る情報が記載された文書が作成され、また保管されていることは間違いない。」旨主張する。」と記載されている。

しかし、当該審査請求書にはかかる記載は存在せず、審査請求人が当

該記載を挙げて主張を展開したことも認められない。理由説明書のかかる記載は、諮問庁の誤記であることは明らかである。

理由説明書は、原処分の決定についての諮問庁の考え方及び理由を記載するものであることから、その前提となる事実関係の説明のそごは、審査請求人を混乱させ、諮問庁に対して無用な不信感を生じさせることになるのみならず、当審査会の円滑な審議にも支障を与えるものであり、諮問庁の対応は慎重さを欠き、不適切といわざるを得ない。諮問庁においては、今後、このようなことのないように、理由説明書を作成する際は、記載に誤記等がないか十分に精査及び再確認し、的確かつ慎重に処理することが強く望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に関する外務省見解について、以下（１）～（３）に係る文書（起案・供覧・決裁に係る文書を含む。）

（１）令和４年８月２４日付け大阪市環境局からの照会

（２）令和４年１０月２７日付け国際保健戦略官室による見解

（３）（２）の作成に係る検討・協議（省内外を問わない）

2 本件対象文書

『「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に関する外務省見解について』に係る決裁書

別表 1（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	本件対象文書	国の機関及び地方公共団体の相互間における協議に関する情報であって、公にすることにより、国及び地方公共団体間の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、及び特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるとともに、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、5 号

※当審査会にて整理した。

別表 2（不開示維持部分）

文書	頁数	不開示維持部分
本件対象文書	1 頁目	上から 4 箇所目の不開示部分のうち、上から 3 行目 1 3 文字目ないし 2 1 文字目
	2 頁目	1 行目 2 文字目ないし 8 文字目、2 行目 2 文字目ないし 8 文字目及び 1 2 文字目及び 1 3 文字目、4 行目 1 3 文字目及び 1 4 文字目、7 行目 1 1 文字目ないし 2 1 文字目

※各行の文字数の数え方は、句読点、ハイフン及び括弧も 1 文字と数え、空欄（スペース）は数えない。